

百文は一件に如かず

巻・頭・言

平成25年度 特許庁技術懇話会 代表委員 森林 克郎



最近入庁された方には想像もつかない光景かも知れませんが、私が入庁した昭和の終わり頃、通産省(今の経産省)別館にあった審査室では、ファイルされた紙の公報を手めくりして文献サーチが行われていました。書棚は大量のファイルで溢れていて、誰もがこのようなサーチの手法に限界を感じていたと思いますが、機械検索はコンピュータ技術においてもノウハウにおいても未発達で利便性が悪く、紙公報のファイルでの文献サーチから抜けきれないでいました。

平成の世の中になって新庁舎に移ってきた頃から、Fタームシステムの利用が本格化し、紙公報ファイルに頼らずに機械検索だけで文献サーチがなされるようになってきました。そして、機械検索による文献サーチは、特許庁外部の機関へのサーチ外注という手法を編み出しました。それは、審査官自身による整備によって構築された紙公報ファイルからなるデータベースが審査室内にあった時代にはありえなかったものです。さらに、サーチ外注をより効率的なものとするため、特許庁審査官と外部機関のサーチャーとの対話により審査がなされるようになりました。今では、その特許庁外部の検索登録調査機関の数が十を数えるようになりまして、紙公報を用いて文献サーチをしていた頃とは隔世の感があります。

かつて審査官が自ら全案件の文献サーチを行っていた時には、審査の判断結果を意識して文献サーチがなされ、文献サーチの結果が判断を左右したものでして、文献サーチは審査に不可分の一体化されていたといえるでしょう。サーチ外注という手法は、審査の中で文献サーチの部分を切り離して外部機関に任せ、審査官はサーチ外注の結果を見て判断し、起案することにより審査を効率化するという考えでなされた施策です。その施策が進むにつれて審査官がなす業務において、文献サーチの割合が減少したのはサーチ外注という施策の狙いどおりのことだったのかも知れません。

しかしながら、それが、審査官の業務において、文献サーチの重要性が減少したということにはならないでしょう。現在の審査室の光景においても、目的の一件の文献を探して、端末画面を見つめ、公報の文字を追っている審査官の姿はよく見かけられます。審査官は、審査技能の1つとして文献サーチの能力を磨かなければならないでしょうし、また、そのためにも、文献サーチに関する見識を深める必要があると思います。今回は、その「文献サーチ」を特集するものです。私が審査業務に従事し始めてからおおよそ四半世紀の間に、紙公報による文献サーチから、Fタームシステムによる機械検索の文献サーチ、サーチ外注、対話型審査へと、文献サーチとそれに関わる審査の環境はめまぐるしく変化してきました。この変化はここで止まる様子になく、特許庁を取り巻く状況の変化に対応して、今後もまだまだ進化していくように思われます。世界に冠たる特許庁であるためには、外国文献のサーチ環境の整備は避けて通れない課題でしょうし、現在進められているシステムの最適化計画がどのような影響を与えるのかは計り知れません。これから四半世紀後、審査室では今からは想像もつかない光景がみられるようになっているかも知れません。最近入庁された方の中には、その頃、まだ審査部/審判部に在籍してその光景を目の当たりにしている人もたくさんいるのではないのでしょうか。その光景の中に、明確な判断を示す根拠となる一件を探し求めている審査官の姿が見られることだけは確かなことのように思われます。

文献サーチが、誰によって、どのような形態でなされたものであったとしても、探し出された一件の文献の審査に与える影響の大きさは、今も昔も、また、これから何年経っても、変わるものではないように思われます。それは、どんなに多くの名文を駆使しても補えないことがあるものであることは、誰も否定しないでしょう。「百文は一件に如かず」なのです。